

○飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集実施要綱

平成30年4月27日

飯塚市告示第121号

(目的)

第1条 この告示は、高齢及び障がい等により家庭から排出するごみを自らごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、市が戸別にごみを収集し、及び安否確認の声掛けを行うこと(以下「ふれあい収集」という。)により、高齢者等の身体的な負担の軽減及び在宅生活の支援を目的とする。

(対象世帯)

第2条 ふれあい収集の対象世帯は、市内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯で、ごみ集積所へごみを持ち出すことが困難な世帯(親族や近隣者等の協力によりごみを持ち出すことが可能な場合を除く。)とする。

- (1) 65歳以上の高齢者であって、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条に規定する介護状態区分が要介護1から要介護5の認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいの程度が1級又は2級である者として記載されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に、障がいの程度が1級である者として記載されている者
- (4) 福岡県療育手帳交付要綱(昭和49年2月1日施行)第6条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する者として記載されている者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(収集するごみ等の種別)

第3条 ふれあい収集により収集するごみ等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 空きかん・空きびん
- (3) 不燃ごみ
- (4) 資源ごみ
- (5) 有害ごみ

(利用の申請)

第4条 ふれあい収集を利用しようとする者は、飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査によりふれあい収集の利用の可否を決定し、飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集利用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(ごみの分別)

第6条 ふれあい収集を利用する者(以下「利用者」という。)は、排出するごみを第3条の種別ごとに適正に分別し、市の指定するごみ袋がある種別にあつては当該袋に入れ、市の指定するごみ袋がない種別にあつては種別ごとに任意の袋に入れる等の方法によりまとめて排出しなければならない。

(安否の確認等)

第7条 ふれあい収集の実施のため対象世帯を訪問する職員は、安否確認のため、収集の都度、利用者へ声掛けを行うものとする。

2 前項の声掛けに対し応答がなく、かつ、収集場所にごみの排出がない場合は、収集に訪れた旨を通知するとともに、利用者があらかじめ指定した緊急連絡先及び関係機関への連絡その他の必要な措置を行うものとする。

(利用の変更等)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集利用変更届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(1) 申請書の内容に変更が生じたとき。

(2) ふれあい収集の利用を一時停止しようとするとき。

(利用の廃止)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、ふれあい収集の利用を廃止することができる。

(1) ふれあい収集の利用を辞退したとき。

(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ふれあい収集を実施することが著しく困難であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を廃止するときは、飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集利用廃止通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(様式)

第10条 この告示に定める様式第1号から第4号までの様式は、別に定める。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。